

会計に関する細則

1. 常任理事会
交通費・日当・食事は(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じる。
2. 出張について
旅費は実費支給とする。
宿泊費・日当は(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じる。
3. 慶弔費・見舞金
(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じ、理事長が決定する。
4. 講師謝金・審査謝金・実行委員アルバイトに対する日当
(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟に準じ、理事長が決定する。

札幌地区吹奏楽コンクール実施規定

第 1 条 札幌地区吹奏楽コンクールは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。開催日程は原則として5日間とする。

第 2 条 実施会場は、その年毎に札幌地区吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める。

第 3 条 参加部門および人員は次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----------|------|-----|-------|-------|
| ① 小学校の部 | ア | 自由 | | |
| ② 中学校の部 | ア | A編成 | 50名以内 | |
| | イ | B編成 | 35名 " | |
| | ウ | C編成 | 25名 " | |
| ③ 高等学校の部 | ア | A編成 | 55名以内 | |
| | イ | B編成 | 35名 " | |
| | ウ | C編成 | 25名 " | |
| ④ 大学の部 | ア | A編成 | 55名以内 | |
| | イ | B編成 | 40名 " | |
| | ウ | C編成 | 30名 " | |
| ⑤ 職場・一般の部 | ア | A編成 | 65名以内 | |
| | 一般の部 | イ | B編成 | 45名 " |
| | | ウ | C編成 | 35名 " |
| 職場の部 | イ | B編成 | 40名 " | |
| | ウ | C編成 | 30名 " | |

指揮者はこの人数に含まれない。但し、小学校の部は地区予選申し込みの時点で、団体コンクールかマーチングフェスティバルのいずれかを選択するものとし、マーチングフェスティバルの実施規定は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の実施規定に準じる。なお、団体コンクールに参加した団体は全道大会までとする。

第 4 条 定められた期間内に地区連盟または道連盟に加盟金を納入した団体に限り参加出来るものとする。

第 5 条 各部門の参加資格は次の通りとする。

- ① 小学校の部 構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- ② 中学校の部 構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

- ③ 高等学校の部 構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童中学校生徒の参加は認める。)
- ④ 大学の部 構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。
高等専門学校は大学の部に属する。
- ⑤ 職場・一般の部 団体構成メンバーは次の第7条に該当しない限り、自由とする。
ただし職業演奏家の参加は認めない。

なお、①②③においては、次の場合に限り同一の部門への合同での参加を認める。

ア それぞれの学校で校長が教育上必要と認め、合同団体を編成することに合意していること。

イ 合同団体の参加はB・C編成に限るものとする。(但し、東日本吹奏楽大会にはエントリーできない)

ウ 地区大会申し込み時に合同団体の構成メンバー総数が、B編成の上限人数をこえないものとする。

また、25名を超える場合にはB編成に参加するものとする。

第6条 指揮者の資格については制限しないが課題曲、自由曲とも同一人が指揮すること。

第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲、自由曲は同一のメンバーが演奏しなければいけない。但し楽器の持ち換えは認める。

第8条 参加団体の資格に疑義あるときは出場停止または入賞を取り消すことができる。

第9条 課題曲は、スコアに指定された編成とする。但し、指定された楽器がない場合は、スコア編成内で他の楽器で代用することは認める。自由曲は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。尚、小学校、B編成、C編成については、エレキベースの使用を認める。

第10条 演奏時間は次のとおりとする。

① 各部門ともA編成は、課題曲、自由曲を含めて12分以内とする。

② 各部門ともB編成、C編成は自由曲のみとし、B編成は7分以内、C編成は6分以内とする。

③ 小学校は自由曲のみとし、6分以内とする。

第11条 演奏時間が超過した場合は、失格として審査の対象としない。

第12条 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第13条 各部門とも、地区予選において、それぞれA編成5団体、B編成7団体、C編成9団体以上参加した場合は、2団体道大会に出場することができる。その他、出場団体数により次の団体が道大会に出場することができる。なお、小学校はA編成に準じる。

代表団体数

A-5	B-7	C-9	以上は2団体
A-10	B-14	C-18	以上は3団体
A-15	B-21	C-27	以上は4団体
A-20	B-28	C-36	以上は5団体
A-25	B-35	C-45	以上は6団体

第14条 各部門とも地区予選で金賞を得た団体の中から道大会へ推薦される。

但し、金賞団体が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。

第15条 前年度、全日本吹奏楽コンクールに参加した部門は、その代表数を加算して全道大会に参加出来るものとする。但し、中学、高校のみとする。

- 第 16 条 出演順序は代表者会議において抽選により決定する。
第 17 条 審査員は、常任理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
第 18 条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
但し、参加団体(者)の資格に疑義のある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。
第 19 条 その他開催上の細目は常任理事会で定める。
第 20 条 この規定は昭和58年6月1日から実施する。

平成2年4月21日一部改訂
平成10年4月30日一部改訂
平成11年4月30日一部改訂
平成16年4月24日一部改訂
平成19年4月21日一部改訂
平成21年4月25日一部改訂
平成23年4月23日一部改訂

札幌地区 個人・アンサンブルコンクール実施規定

アンサンブルコンクール

- 第 1 条 札幌地区アンサンブルコンクールは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して実施する。

参加部門・人員

- 第 2 条 参加部門は次のとおりとする。
1. 小学校の部 2. 中学校の部 3. 高等学校の部 4. 大学の部
5. 職場・一般の部
第 3 条 各アンサンブルの参加人数は、3名以上8名までとする。

資 格

- 第 4 条 札幌地区吹奏楽連盟に加盟する小学校・中学校・高等学校・大学・職場・一般の同一団体の団員から1グループの出場とする。

演 奏 ・ 審 査

- 第 5 条 構成は、木管楽器・金管楽器・打楽器などを中心としたものを原則とする。
但し、 1. 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
2. 独立した指揮者をおかない。
第 6 条 出場するグループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。
組曲も1曲とみなす。
第 7 条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格として、審査の対象としない。
第 8 条 出演順序は、常任理事会で抽選し決定する。
第 9 条 審査員は常任理事会で決定し、理事長が委嘱する。
第 10 条 審査・表彰は常任理事会で定める方法により、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
但し、参加団体(者)の資格に疑義のある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。